

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日 (水) 衆・法務委

寺田 学 議員 (立憲)

7問 過去に、虚偽の自白が行われたケースはあるか、法務大臣に問う。

○ (お尋ねの「虚偽の自白が行われたケース」について網羅的に把握していないが、) 飽くまで一例として申し上げると、例えば、

- ・ (平成19年に再審無罪判決が確定した) いわゆる氷見事件や

- ・ (平成22年に再審無罪判決が確定した) いわゆる足利事件

の再審無罪判決では、捜査段階で元被告人の方々がしていた自白について、虚偽である又は信用性がない旨判示されているものと承知している。

○ そのほか、例えば交通事案や暴力団事案などで、真犯人をかばう目的で、その身代わりになって虚偽の自白をする例などもあると承知している。

(参考1) いわゆる氷見事件について

1 事案の概要

いわゆる氷見事件は、平成14年に強姦罪等の被告人として起訴され、懲役3年の実刑判決を受けて服役した方につき、後に真犯人と認められる者が現れたことから、平成19年に、検察官による再審請求に基づき、富山地裁高岡支部において再審開始が決定され、無罪判決が言い渡された事件である。

2 無罪判決の内容

元被告人は、捜査段階で自白していたところ、再審無罪判決では、「本件公訴事実1、2に係る各犯行の真犯人はDであると認められる」「そうすると、本件自白1、2（注：公判廷における自白）（中略）は、いずれも信用性のないことが明らかである。」「本件公訴事実1、2に係る各犯行を認めるAの検察官調書（中略）についても信用性のないことは、本件自白1、2（中略）と同様である。」と判示され、信用性を否定されている。

3 検察当局による検証の内容

最高検による検証結果に関する報告書（平成19年8月公表）によると、氷見事件の問題点として

- ・ 被疑者とされた方の自宅の固定電話の架電記録についての精査が不十分であり、アリバイ成立の可能性を見落とすなど、客観証拠の精査に不十分な点があったこと
- ・ 犯行現場に遺留された足跡の長さと、被疑者とされた方の足のサイズの整合性を意識した捜査が行われなかっ

たこと

- ・ 自白の信用性の吟味に不十分な点が認められたこと
などが挙げられている

(参考2) いわゆる足利事件について

1 事案の概要

いわゆる足利事件は、わいせつ目的誘拐・殺人・死体遺棄の罪の被告人として起訴され、平成5年に無期懲役の判決を受けて服役中であった方につき、その後、有罪判決の有力な証拠であった捜査段階のDNA型鑑定の証拠能力が否定されたことなどから、平成21年6月に東京高裁において再審開始が決定され、平成22年3月に宇都宮地裁において無罪判決が言い渡された事件である。

2 無罪判決の内容

元被告人は、捜査段階で自白していたところ、再審無罪判決では、「B氏の自白には証拠能力自体に影響する事情は見当たらないものの、鈴木鑑定という客観的な証拠と矛盾するという点に加え、B氏が本件自白をした最大の要因が捜査官から本件DNA型鑑定の結果を告げられたことにあると認められ、結果的にこれがB氏と犯人を結びつけるものではなかったこと、再審公判において明らかとなつた、当時の取調べの状況や、強く言われるとなかなか反論できないB氏の性格等からすると、むしろ、本件自白の内容は、当時の新聞記事の記憶などから想像をまじえて捜査

官などの気に入るように供述したという確定控訴審におけるB氏の供述に信用性が認められることなどの各事情に照らすと、B氏の自白は、それ自体として信用性が皆無であり、虚偽であることが明らかであるというべきである。」と判示されている。

3 検察当局による検証の内容

最高検による検証結果に関する報告書（平成22年4月公表）によると、元被告人が警察官の取調べにおいて虚偽の自白をせざるを得なかった理由について、

- ・ DNA型鑑定の結果等に基づき、元被告人が犯人と思いつ込んでいた警察官から、「現場にあった精液とあなたの精液が一致している」旨本件DNA型鑑定の結果を告げられたことが認められる
- ・ 元被告人は、警察官の取調べを受けた経験がなく、しかも、確定審の控訴審判決の指摘によれば暗示に掛かりやすい性格であり
- ・ 元被告人が、上記性格と相まって、DNA型を指紋と同様のものと誤信し、もはや弁解しても仕方ないと思い、警察官に迎合して虚偽の自白をした可能性が相当程度認められる

とされ、検察官もこの自白が虚偽であることを見抜くことができず、虚偽の自白を維持させた旨指摘されている。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [] 携帯 []】